

元文科初第764号
令和元年9月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸山洋司

(印影印刷)

平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について（通知）

この度、令和元年9月25日文部科学省告示第68号をもって、「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示」が別添のとおり公示されました。

平成30年6月の民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示（平成31年文部科学省告示第55号）により、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「新高等学校学習指導要領」という。）及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号）が、一部改正されました。

今回の改正は、これを受け、平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年文部科学省告示第15号）の一部を改正し、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の家庭科について、令和2年度以降の高等部入学生が、成年となる第3学年よりも前に、家庭科の消費生活に関わる内容を学習することになるよう、家庭科の履修学年についての規定を加えるものです。

ついては、別添及び下記事項を御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては所管の特別支援学校高等部及び域内の特別支援学区高等部を所管する指定都市を除く市町村教育

委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の特別支援学校高等部に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の特別支援学校高等部及び学校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人学長におかれては、その管下の特別支援学校高等部に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成30年6月の民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなる。このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の家庭科の履修学年について

令和2年度以降の入学生は、高等部第3学年在籍中に、順次、成年（18歳）となる。生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第2学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。

2. 改正の内容

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の家庭科について、現行の高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）において準ずるとしている現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の家庭科においては、既に平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成30年度以降の入学生について、新しい特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号。以下「新特別支援学校高等部学習指導要領」という。）において準ずることとしている新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、令和2年度及び3年度の入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

なお、令和4年度以降の入学生については、新特別支援学校高等部学習指導要領において準ずることとしている新高等学校学習指導要領の家庭科において、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることと改正されていることから、留意すること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の家庭科につい

ても、新たに「C消費生活・環境」において、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について規定していること及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間、各学科に共通する各教科について、全部又は一部について新特別支援学校高等部学習指導要領によることができることとしていることを踏まえ、令和4年度以降の入学生はもとより、令和2年度以降の入学生についても、配当学年や具体的な指導内容を適切に定め、計画的に指導すること。

3. 施行日

令和元年9月25日

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm

(トップ > 教育 > 特別支援教育 > 特別支援教育について > 5. 特別支援教育に関する学習指導要領等 > 特別支援学校学習指導要領等 (平成29年4月公示・平成31年2月公示))

(本件担当)

初等中等教育局特別支援教育課

電話：03-5253-4111 (内線3716)

○文部科学省告示第六十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条及び第三百三十三条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十五日

文部科学大臣 萩生田 光一

平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における

現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示

平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成三十一年文部科学省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

各 冊 目 次	各 冊 編
<p>1 平成 31 年 4 月 1 日からの特例</p> <p>一 総則</p> <p>(道徳教育に関する配慮事項)</p> <p>(6) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 4 款の 3 (5) の規定にかかわらず、この告示の<u>第 1 項第 1 号の(1)から(5)まで並びに</u>現行高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 2 款第 1 及び第 2 に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 7 款の 1 から 4 までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 1 款の 2 (2) 中「第 3 章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として」とあるのは「特別支援学校高等部学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 37 号。以下「平成 21 年特別支援学校高等部学習指導要領」という。）第 3 章に掲げる道徳（第 7 款の 2 を除き、以下「道徳」という。）の時間をはじめとして」と、同款の 2 (3) 及び(4)並びに 3 並びに同節第 2 款の 3 (2)、第 7 款の 1 及び第 8 款の 4 中「道徳科」とあるのは「道徳」と、同節第 2 款の 3 (4) 中「道徳科の指導」とあるのは「道徳の指導」と、「第 3 章に示す道徳科」とあるのは「平成 21 年特別支援学校高等部学習指導要領第 3 章に示す道徳」と、同節第 7 款の 1 中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第 3 章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」とあるのは「平成 21 年特別支援学校高等部学習指導要領第 3 章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」と、同款の 2 中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>令和 2 年 4 月 1 日からの特例</u></p> <p><u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等部学習指導要領の特例は次に定めるところによるも</p>	<p>1 平成 31 年 4 月 1 日からの特例</p> <p>一 総則</p> <p>(道徳教育に関する配慮事項)</p> <p>(6) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 4 款の 3 (5) の規定にかかわらず、この告示の<u>第 1 項第 1 号の(1)から(3)まで並びに</u>現行高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 2 款第 1 及び第 2 に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 7 款の 1 から 4 までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第 1 章第 2 節第 1 款の 2 (2) 中「第 3 章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として」とあるのは「特別支援学校高等部学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 37 号。以下「平成 21 年特別支援学校高等部学習指導要領」という。）第 3 章に掲げる道徳（第 7 款の 2 を除き、以下「道徳」という。）の時間をはじめとして」と、同款の 2 (3) 及び(4)並びに 3 並びに同節第 2 款の 3 (2)、第 7 款の 1 及び第 8 款の 4 中「道徳科」とあるのは「道徳」と、同節第 2 款の 3 (4) 中「道徳科の指導」とあるのは「道徳の指導」と、「第 3 章に示す道徳科」とあるのは「平成 21 年特別支援学校高等部学習指導要領第 3 章に示す道徳」と、同節第 7 款の 1 中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第 3 章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」とあるのは「平成 21 年特別支援学校高等部学習指導要領第 3 章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」と、同款の 2 中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>平成 32 年 4 月 1 日からの特例</u></p> <p><u>平成 32 年 4 月 1 日</u>から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等部学習指導要領の特例は次に定めるところによるも</p>

のとする。

一 総則

(道徳教育に関する配慮事項)

(1) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(5)の規定にかかわらず、この告示の第1項第1号の(1)から(5)まで並びに現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2(2)中「第3章に掲げる特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として」とあるのは「令和2年4月1日前に特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により同日以降に入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る教育課程については特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年文科科学省告示第37号。以下「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領」という。)第3章に掲げる道徳(第7款の2を除き、以下「道徳」という。)の時間をはじめとして、同日以降特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については第3章に掲げる特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として」と、同款の2(3)及び(4)並びに3並びに同節第2款の3(2)及び第7款の1中「道徳科」とあるのは「道徳又は道徳科」と、同節第2款の3(4)カ中「道徳科の指導」とあるのは「道徳又は道徳科の指導」と、「第3章に示す道徳科」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章に示す道徳又は第3章に示す道徳科」と、同節第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第3章特別の教科道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)」とあるのは「平成21年

のとする。

一 総則

(道徳教育に関する配慮事項)

(1) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(5)の規定にかかわらず、この告示の第1項第1号の(1)から(3)まで並びに現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2(2)中「第3章に掲げる特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として」とあるのは「平成32年4月1日前に特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により同日以降に入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。)に係る教育課程については特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年文科科学省告示第37号。以下「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領」という。)第3章に掲げる道徳(第7款の2を除き、以下「道徳」という。)の時間をはじめとして、同日以降特別支援学校高等部に入学した生徒(学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については第3章に掲げる特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として」と、同款の2(3)及び(4)並びに3並びに同節第2款の3(2)及び第7款の1中「道徳科」とあるのは「道徳又は道徳科」と、同節第2款の3(4)カ中「道徳科の指導」とあるのは「道徳又は道徳科の指導」と、「第3章に示す道徳科」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章に示す道徳又は第3章に示す道徳科」と、同節第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第3章特別の教科道徳(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)」とあるのは「平成21年

特別支援学校高等部学習指導要領第3章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）又は第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」と、同款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と、同節第8款の4中「道徳科」とあるのは「道徳若しくは道徳科」と読み替えるものとする。

附 則

1 この告示中、第1項は平成31年4月1日から、第2項は令和2年4月1日から施行する。ただし、第1項第2号の(1)の規定により準ずることとする高等学校学習指導要領特例措置告示第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項第1号の(5)並びに第2号の(9)及び(11)の規定は、平成31年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項第2号の(1)の規定により準ずることとする高等学校学習指導要領特例措置告示第2項の(5)のイ及び第2項第2号の規定は、令和2年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

特別支援学校高等部学習指導要領第3章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）又は第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」と、同款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と、同節第8款の4中「道徳科」とあるのは「道徳若しくは道徳科」と読み替えるものとする。

附 則

1 この告示中、第1項は平成31年4月1日から、第2項は平成32年4月1日から施行する。ただし、第1項第2号の(1)の規定により準ずることとする高等学校学習指導要領特例措置告示第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項第1号の(5)並びに第2号の(9)及び(11)の規定は、平成31年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第2項第2号の規定は、平成32年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。